

豊中市若年がん患者在宅療養生活支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若年がん患者の在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図るため、在宅療養生活に要する費用の一部に対し、豊中市若年がん患者在宅療養生活支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 申請時及び利用時に豊中市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 申請時及び利用時において18歳以上40歳未満の者（ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく小児慢性特定疾病医療給付制度の対象となる20歳未満の者は除く）
- (3) がんと診断され、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した者
- (4) 利用時に豊中市内で在宅にて生活している者
- (5) 在宅療養生活への支援及び介護が必要な者
- (6) 他の制度において、同様の助成又は給付を受けることができない者

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象者が在宅で生活するために必要とする、次の各号のいずれかに該当するサービス（ただし、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が指定した事業者が提供するサービスに限る。）を利用する経費とする。

- (1) 法第8条第2項の訪問介護に相当するサービス
- (2) 法第8条第3項の訪問入浴介護に相当するサービス
- (3) 法第8条第12項の福祉用具の借受け又は第13項の購入に相当するサービス
- (4) 法第8条第24項の居宅介護支援に相当するサービス

2 前項各号のサービスは、第7条第1項の利用決定において利用開始日と定められた日以降に利用するサービスとする。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、対象経費の1か月ごとの利用額に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てるものとする。）とし、対象者一人につき、ひと月当たり54,000円を限度とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている対象者については、助成金の額は、対象経費の1か月ごとの利用額の全額とし、対象者一人につき、ひと月当たり60,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊中市若年がん患者在宅療養生活支援事業助成金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 豊中市若年がん患者在宅療養生活支援事業助成金にかかる意見書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（主治医の意見の聴取）

第6条 市長は、必要と認める場合は、申請者の主治医に対し意見を求めることができる。

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、第5条に定める交付申請書を受理したときには、その内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは、申請者に対して豊中市若年がん患者在宅療養生活支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 交付決定の有効期間は、当該年度内かつ申請者が40歳に到達する日の前日までとする。

3 市長は、審査の結果、助成金の交付が不適当であると認めるときは、豊中市若年がん患者在宅療養生活支援事業助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（変更届出）

第8条 申請者は、交付決定期間中において、次の各号のいずれかに該当するときは、豊中市若年がん患者在宅療養生活支援事業助成金交付変更（中止）届出書（様式第5号）により、速やかにその旨を市長に届出しなければならない。

- (1) 申請内容に変更が生じたとき
- (2) 第2条各号に定める要件に該当しなくなったとき

（実績報告）

第9条 申請者は、サービスを利用した日が属する月の翌月末までに、豊中市若年がん患者在宅療養生活支援事業助成金実績報告書兼請求書（様式第6号）（以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合にはこの限りではない。

- (1) 助成対象経費にかかる領収書
- (2) 助成対象経費とするサービスの内容がわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定および通知）

第10条 市長は、前条の実績報告書に基づき助成金の額を確定し、豊中市若年がん患者在宅療養生活支援事業助成金確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、交付済みの助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請または不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき

2 前項の規定により助成金の返還を命じられたものは、直ちに助成金を市長に返還しなければならない。

3 前2項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用する。

(電子申込システムによる申請)

第12条 第5条第1項に規定する様式第1号及び第8条第1項に規定する様式第5号並びに第9条第1項に規定する様式第6号は、電子申込システムによる場合は電子申込システムの入力フォームをもって替えるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月1日から実施する。

2 この要綱は、令和7年4月1日以降のサービスの利用に係る助成金について適用する。